

ホンジュラスへの追加確認事項に対する回答 (仮訳)

I 生体牛のリスク評価に必要な情報

1 侵入リスク

1.1.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報

(参照：H.S. Code , 01.02)

(NA: Not Applicable, データ適応外)

(単位：頭)

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
ニカラグア	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	5,471
米 国	NA	NA	20	50	157	121	13	3	18	2	23	0
合 計	--	--	20	50	157	121	13	3	18	2	23	5,471

輸出国	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合 計
ニカラグア	14,140	19,272	15,916	16,020	45,240	35,167	53,734	505,157	710,117
グアテマラ	52	NA	16	66	1,710	98	NA	NA	1,942
パナマ	NA	NA	1,095	808	NA	1,406	1,023	1,088	5,420
コスタリカ	99	NA	278	NA	NA	NA	NA	NA	377
米 国	10	2	51	35	NA	NA	NA	176	681
エルサルバドル	NA	NA	NA	10	NA	NA	NA	NA	10
合 計	14,301	19,274	17,356	16,939	46,950	36,671	54,757	506,421	718,547

1.2.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した MBM に関する情報

(参照：H.S. Code 1502.00, 肉骨粉、肉粉、脂肪かす)

(NA: Not Applicable, データ適応外)

(単位：トン)

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
米 国	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	78	NA
デンマーク	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	90	91	25
合 計	--	--	--	--	--	--	--	--	--	90	169	25

輸出国	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合 計
米 国	350	NA	NA	433	2,454	1,761.73	595	912.08	6,583.81
デンマーク	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	206
合 計	350	--	--	433	2,454	1,761.73	595	912.08	6,789.81

1.3.3 1986年以降にあらゆる国から輸入した動物性油脂に関する情報

(参照：H.S. Code 1502.00, 反芻動物由来の油脂; 1503.00, タローおよび油脂; 1516.00, 動物油脂及び油脂分画)

(NA: Not Applicable, データ適応外)

(単位：トン)

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
米 国	NA	NA	2,633	8,152	11,519	8,583	5,399	17,684	15,740	14,060	21,146	21,849

輸出国	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合 計
エルサルバドル	3,873.87	4,123.82	2,983.82	1,895.37	NA	3,037.06	2,455.16	3,648.40	22,017.5
カナダ	NA	29.89	2,367.32	NA	NA	NA	NA	NA	2,397.21
米 国	7,647.48	16,998.22	39,130.26	30,651.60	65,461.41	20,083.41	13,663.19	3,841.78	324,242.35
ニカラグア	NA	NA	NA	NA	NA	56.75	1,020.06	63.68	1,140.49
グアテマラ	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	3.11	3.11
合 計	11,521.35	21,151.93	44,481.4	32,546.97	65,461.41	23,177.22	17,138.41	7,556.97	349,800.66

2 暴露・増幅リスク

2.1 飼料給与規制

2.1.1 飼料給与規制（原料の規制、表示等）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
2001年9月26日	農業および家畜検疫規制 (Agriculture and Livestock Quarantine Regulation)

(2) 罰則規定

規則 No. 008-2001

欧州諸国からの反すう動物および副産物輸入禁止

協定 No. 968-2003

アメリカ合衆国からの反すう動物および副産物輸入禁止

協定 485-04

協定 No.968-2003 の一部廃止

2.2.2 飼料製造施設の基本情報

2.2.2.1 飼料製造施設数

各期間における稼働施設（専用及び混合施設）の全体数を記載

(施設数)

稼働施設数 飼料生産施設の種類の		1986～	1991～	1996～	2001～	2006～
		1990	1995	2000	2005	
専用施設 *1	豚用飼料専用	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	家禽用飼料専用	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	家禽及び豚用飼料専用	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	反芻動物用飼料専用	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
混合施設 *2	ライン分離済み	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	ラインを洗浄	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	特に交差汚染防止対策は 取っていない	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

*1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

*2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

2.2.3 規制の実施主体及び遵守状況

2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体および遵守状況

実施主体及び遵守状況確認の方法について記載

(1)実施主体: 獣医製品・動物飼料登録省 (Veterinary Product and Animal Feed Department of Registry)
(2)遵守状況確認の方法: 米国連邦政府規則集 (CFR) 9 および 21 に準拠し、実験室における検査および査察で3ヶ月毎に確認している。使用分析方法は、コーデックス規格、OIE 及び AOAC(the Association of Analytical Communities)で定められた手法である。

(3)確認結果

農場での飼料給与に関する遵守状況の確認結果について

年	検査の方法						違反事例の 内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析 (分析法*)		その他 ()		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	

検査対象農家別に作成すること：例) 牛飼養農家、綿山羊飼育農家

*分析法については、分析に用いる材料及び手法 (ELISA 等) を明記。

2.2.4 MBM、乳以外の動物性たん白質（牛の血清成分等）による汚染に関する

牛用飼料サンプルの検査結果

2.2.4.1 飼料サンプリングの詳細（規制実施後）

年	検査方法* ¹			検査サンプル数	陽性サンプル数	陽性サンプルの 判定基準* ²
	M	E	O			
	NA	NA	NA	NA	NA	NA

*¹ 検査方法：M=顕微鏡検査 E=ELISA法 O=その他（具体的に）

*² 「陽性」と判定される汚染濃度（下限値）を記載すること。（例：>0.5%、>0.1%、>0%、及び/またはその他の基準）

2.2.4.2 サンプリング方法（バッチサイズ、バッチあたりのサンプル数、サンプリングを行ったバッチの割合、サンプリング場所（飼料生産施設の生産ラインの終端、包装/荷積み後、小売時、農場）及び検査方法の詳細

NA

2.2.4.3 検査方法の感度及び特異性

NA

2.2.4.4 フィードバン違反が明らかになった場合には、当局による追跡調査の詳細

NA

2.3 特定危険部位（SRM）の利用

2.3.1 基本情報

2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量

(1)施設数と生産量（施設、加工原料、交差汚染防止措置の種類別）

（施設数と総量(トン)）

			1986 ~ 1990	1991 ~ 1995	1996 ~ 2000	2001~2005	2006~
専用施設	原料に反すう動物由来のものを含む	施設数	5	5	5	5	5
		生産量	NA	NA	NA	NA	NA
	原料に反すう動物由来のものを含まない	施設数	3	3	3	3	3
		生産量	NA	NA	NA	NA	NA
混合施設	ライン分離済み	施設数	NA	NA	NA	NA	NA
		生産量	NA	NA	NA	NA	NA
	ラインを洗浄	施設数	NA	NA	NA	NA	NA
		生産量	NA	NA	NA	NA	NA
	特に交差汚染防止対策は取っていない	施設数	NA	NA	NA	NA	NA
		生産量	NA	NA	NA	NA	NA

レンダリング施設において、他の原材料が工程に混入しないためにどのような方策がとられていたか、及びその理由。

また、交差汚染が無いことを確認するための手順についても説明すること。

NA

専用のレンダリング施設の工程に持ち込まれる原材料の汚染防止策として、どのような方法を用いていたか。

NA

(1) レンダリング処理方法（圧力・温度・時間、連続処理／バッチ処理等）

代表的なレンダリング処理の条件と、それがいつから実施されたか、分かる範囲で記載

代表的なレンダリング処理条件と生産状況 (箇所、トン (期間内の合計))

		1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
形態 A	施設数	2	2	2	2	2
	生産量	22	28	32	18	15

形態 A :

3 時間、210° F (注 ; 98.9°C)、70-90 psi (注 ; 4.7～6.1 気圧)

2.3.2 死廃牛の扱い

2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則 (法令)

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容
	NA

(2) 罰則規定

NA

2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況

(1) 実施主体

農業牧畜省 (SAG)

(2) 遵守状況確認の方法

農牧衛生サービス局 (SENASA)

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	HACCP システムを使い、逸脱の可能性について調べ通告し、 遵守状況の確認を行い、遵守されていない場合には、 登録の一時停止を適用する。						
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数		
2007	8	0	72	0	NA	NA	

検査対象農家別に作成すること：例）牛飼養農家、綿山羊飼育農家

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA 等）を明記。（ ）

3.2.3 特定危険部位（SRM）等の取り扱い

2005 年の SRM に関する規制前および規制後における、以下のそれぞれの部位の利用実態について

		利用実態（食用／レンダリング後飼料利用／レンダリング後廃棄／焼却／埋却など）	
		規制前	規制後
健全牛	頭部（脳、頭蓋、眼、三叉神経節、扁桃含む。舌、頬肉を除く）	No	No
	せき柱（背根神経節含む）	No	No
	せき髄	No	No
	回腸遠位部	No	No
	その他（あれば記載）（ ） 例）腸、腸間膜	No	No
死廃牛、緊急と畜牛、生体検査で処分決定が下された牛		No	No

3 サーベイランス

3.2.1.1 制度の概要について

(3)サーベイランス計画の策定根拠（考え方）

植物動物衛生法 第 157-94（Phitozoosanitary Law No. 157-94）

法令 344-2005、植物動物衛生法改正版（Decree 344-2005、Modified Phitozoosanitary Law）

3.2.4.3 検査手法（一次検査、確認検査）

BSE 検査手法－組織病理学的診断；

サンプルはグアテマラシティにあるグアテマラのサン・カルロス大学（Universidad San Carlos de Guatemala）に送られる。

II 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

II 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

1 と畜対象

1.1 トレーサビリティ

トレーサビリティに関して、以下の 1.1.1～1.1.4 について記載

トレーサビリティ制度が存在しない場合は、その旨を記載

1.1.1 個体識別規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について以下を明記。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
	NA

(2) 罰則規定

NA

1.1.2 個体識別のための登録項目（例：農場名、生年月日、耳標番号、移動情報、飼料給与履歴等）

NA

1.1.3 個体識別規制の実施主体及び遵守状況

(1) 実施主体

Agriculture and Livestock Secretariat (SAG)

(2) 個体識別により月齢確認可能な牛の全飼育頭数に対する割合

NA

(3) 遵守状況確認の方法

NA

(4) 確認結果（違反事例（内容）及び違反への対応）

NA

1.1.4 個体識別以外の方法による月齢確認方法

(1) 月齢確認方法

NA

(2) それらの方法ごとに確認される牛の全飼育頭数に対する割合

NA

1.2 と畜頭数

(検査頭数)

年	BSEを疑う牛	30ヶ月齢を超える健康と畜牛	その他	合計
1986	NA			NA
1987	NA			NA
1988	NA			NA
1989	NA			NA
1990	NA			NA
1991	NA			NA
1992	NA			NA
1993	NA			NA
1994	428,080			428,080
1995	391,960			391,960
1996	400,200			400,200
1997	387,670			387,670
1998	348,900			348,900
1999	334,000			334,000
2000	338,000			338,000
2001	335,200			335,200
2002	379,000			379,000
2003	342,000			342,000
2004	345,000			345,000
2005	320,000			320,000
2006	320,000			320,000

2.3.1 と畜前検査の概要

(1) と畜前検査に関する書類のリスト、および関連書類

と畜前 公認獣医検査カード

日付

日／月／時間／署名

と畜前検査の概要についての記載（歩行困難牛などの異常牛を排除しているか）

- ・ 検査官は、と畜当日に全ての生体を観察することで検査を実施する。
- ・ と畜前検査は施設にある囲いの中で、公認の獣医検査官によって行なわれる。
- ・ と畜前検査の際、担当官は以下の事項を観察する：
 - a. 頭部（特に眼）、肢、体躯など、動物の全体的な状態
 - b. 意識の明瞭さ、運動性、呼吸状態

c. 異常な腫脹や、その他、いかなる異常所見も存在しないかどうか

・異常所見を呈している動物、もしくはと畜前検査において疾病を担当検査官が発見した場合、全ての罹患動物を個々に隔離するための専用場所に収容するべきである。

疑わしい家畜

- ・ PHVs(Public health veterinarian:獣医官)は、異常を呈する家畜や疾病を持つ家畜の体温を測定し、診察を行なう。対象家畜には、検査官によって選別された家畜や専用場所に隔離された家畜も含まれる。
- ・ 高熱の原因が不明な場合は検査官の判断の元、家畜を専用の隔離場所にて更に長期間、繋留・監視する事が出来る。体温の測定を含め PHVs は罹患家畜を再度診察する事が出来る。体温が依然として 106° F (41°C) 以上 (豚)、もしくは 105° F(40°C)以上 (その他の家畜) の場合、PHVs は当該家畜を廃用処分とする。家畜の中には、細菌感染により高熱を呈するものも、また、病気以外の理由で高熱を呈している可能性もある。例えば、夏季においては環境気温の上昇から高熱を出す可能性もある。
- ・ ある一定の代謝的、中毒性、神経性もしくは循環器系の疾患・障害、また栄養不良、感染性・寄生虫性疾患といった疾患の症状を呈している家畜は、特定し、廃用処分、廃棄としなければならない。
- ・ その他、炭疽のような疾病が発見された場合は、感染家畜が滞在していた囲いや運搬路を洗浄・消毒しなければならない。

廃用家畜の処分

- ・ 上記の条件と特定された家畜は、既に死亡していない場合は、殺処分されるべきである。これらの家畜をと畜や解体の目的で施設外部へ連れ出してはならない。また、施設内の他の部署に移動させてもならない。これら家畜の部位を食品の製造目的で使用してはならず、またと畜は、廃用と畜用に準備された方法で処分されるべきである。廃用と畜を示す公式タグを外してはならない。タンクへ向かうまで、タグはと畜に付帯したままとする。
- ・ 検査官は、疾病や異常を示さない家畜、および食用と畜に適する家畜を、(と畜前) 検査合格とする。

2.4.1 BSE 検査実施要領

と場におけるサンプルの収集方法について記述。

大腦を取り出し、10%ホルムアルデヒド溶液の入ったガラス瓶に浸ける。

2.5 スタンニングの方法

スタンニングの管理方法の概要を記し、該当する法規を添付すること。

米国連邦政府規則集 (CFR) 9 に準拠する。

2.6.3 ピッシングを行っているとは畜場数及び割合

(2007年現在)

ピッシングを行なっていると場数および割合	(100%)
ピッシングを行わないと場数および割合	(0%)

*(2)日本への輸出施設： C&D and CONTINENTAL, Honduras.

2.7. 頭部（舌と頬肉を除く）、せき柱、せき髄、回腸遠位部の除去

	日本に輸出される食肉について、除去されているかどうか (○/×/把握していない)	除去している場合、除去される月齢 (全月齢/○○ヵ月齢以上)
頭部（脳、頭蓋、眼、三叉神経節、扁桃含む。舌、頬肉を除く）	○	30ヶ月齢を超える
せき柱（背根神経節含む）	○	30ヶ月齢を超える
せき髄	○	30ヶ月齢を超える
回腸遠位部	○	30ヶ月齢を超える
その他（あれば記載） ()例) 腸、腸間膜	○	30ヶ月齢を超える

2.8.4 と畜場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合

(2007年現在)

	SSOP	HACCP
措置を導入していると畜場数	100 (%)	100 (%)
措置を導入していないと畜場数	0 (%)	0 (%)

*(2)日本への輸出施設： C&D and CONTINENTAL, Honduras.

5.1 輸出のための付加的要件等

5.1.1 付加的要件と遵守の内容

上記の条件の他に、日本向け輸出のための BSE に関連した特別な要件があれば、各要件の内容と遵守状況について回答頂きたい（関連文書があれば添付）

我々の施設は、USDA-FSIS 検査プログラムにより公式認定されており、肉製品を米国に輸出している。公認獣医検査官及び補助検査官が各施設に配置されており、獣医監督者の監督下にある。